

令和6年第11回
曾於市農業委員會總會議事録

令和6年11月20日
曾於市農業委員會

第11回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和6年11月20日（水） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	〇〇〇〇〇	2番	〇〇〇〇〇	3番	〇〇〇〇〇
4番	〇〇〇〇〇	5番	〇〇〇〇〇	6番	〇〇〇〇〇
7番	〇〇〇〇〇	8番	〇〇〇〇〇	9番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

5 議事録署名委員 16番 〇〇〇〇〇、17番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和6年11月20日（水） 午前10時15分

令和6年第11回曾於市農業委員会総会日程

令和6年11月20日（水）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第100号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第101号 農地法第4条による許可申請について

議案第102号 農地法第5条による許可申請について

議案第103号 非農地証明願について

議案第104号 農用地等のあっせんについて

議案第105号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第106号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第107号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和7年2月1日始期分）

議案第108号 耕作放棄地に係る非農地認定について

(2) 報告

報告第11号 合意解約等の報告

4 その他

令和6年第11回曾於市農業委員会総会

令和6年11月20日（水） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。10月、11月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第11回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。16番〇〇〇〇〇委員、17番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第100号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○事務局（〇〇〇〇〇）

10月保留になりました2件の報告になります。まず、大隅100号の〇〇〇〇〇さんは、2か所の不耕作地がありました。A判定の中之内〇〇〇〇〇は、周囲を山林に囲まれ収益性が悪く作れば赤字になるため、耕作は行えないとのことでした。B判定の中之内〇〇〇〇〇は、湧水のため水はけが悪く、耕作できない場所であるとのことでした。なお、大隅101号の〇〇〇〇〇さんは、3か所の不耕作地があり直ぐには耕作できる状況に回復できないため、それを解消した後に再度申請を行いたいと取下げの申し出があったところです。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

末吉103号について、11月18日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は兄妹です。受人は80歳以上ですが、後継者の息子が都城市に居住しており問題はないと思われまます。現在もネギとか露地野菜を作って営農されています。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えまます。次に、末吉104号について、11月18日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、はとこです。渡人が管理できず無償でも良いので受人に譲りたいとのことです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えまます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

末吉105号について、11月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんと現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の国籍は中国で在留資格は永住者です。今回取得する農地は、申請人が居住する宅地に隣接する農地になります。農業機械は耕運機、草刈機を所有しており、出荷先は自家消費のためなく、資材等購入先はホームセンターや園芸店で購入します。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、自家消費用の野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えまます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

財部106号について、11月17日に〇〇〇〇〇推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えまます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

末吉105号について伺います。この方は、リサイクル業を営んでいるということですが、場所も自宅の前ということで、リサイクルの一時仮置場とかそういうのに利用される見込みというか、ことはないのかどうか伺います。

○事務局（○○○○○係長）

○○○○○委員が言われるように、私達も心配して現地調査に行ったんですけど、本人に確認をしたら、今回取得する農地の横が本人の住宅になってまして、既にニンニク等の野菜を植えてらっしゃいました。念のため環境係にもその方が廃棄物処理法違反等がないかということも確認をしたんですけど、それについては、ないということでした。本人にもここで、そういったものを置くようなことを予定しているかという話をしましたら、それについては、ないということで確認をとっております。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

はい。そういうことであれば、もし違反をした場合は取り消すぞというような強い言葉を投げかけておった方がいいんじゃないかと思うんですけどどうですか。

○事務局（○○○○○係長）

今回許可になった際、許可書を発行しますので、その時にちょっと念をおして注意をしておきたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。ほかにありませんか。

○11番委員（○○○○○）

永住権はどういう感じでもらえるのかなと思って、ちょっと伺います。

○事務局（○○○○○局長）

詳細は把握しておりませんが、永住者になるには、法務大臣が与える永住許可を受けることになります。在留資格の永住者を取得するためには3つの条件を満たす必要があります、1素行が善良であること、2独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること、3その者の永住が日本国の利益に合すると認められること、具体的には、永住権を取得するまでの日本滞在年数は、10年以上日本に在留し、かつ、就労資格・居住資格をもって5年以上在留していること等があるようです。以上です。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○11番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

○6番委員（○○○○○）

これ、もし登記したら取り消すことはできるんですか。実際、一旦許可になったのを取り消すことはできるんですか。

○事務局（○○○○○局長）

基本的に所有権移転の許可の取消しはできません。ただ、その方から次に申請があった場合は、問題を解消しないと受付しないことになります。

○6番委員（○○○○○）

ちょっと問題ですね。私は今、大変困っているんです。取消ししないとずっと監視していかないといかんですよ。

○事務局（○○○○○局長）

ですので、最初の申請が上がってきた際の現地調査が非常に重要になってくることになります。そういうケースについては、本人から許可の取消し願いを出してもらって、その後、転用の申請をしてもらうというような手続きになると考えています。

○6番委員（○○○○○）

分かりました。はい。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第100号農地法第3条所有権移転による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第101号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

大隅18号について、11月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、松田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が原野と畑、西が水路、南が原野、北が原野です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、山林を整備する面積が全体で855㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路、側溝へ放流することから適当と思われます。被害防除は誓約書が添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、高齢であり、また鳥獣被害により耕作できないため山林に整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○16番委員（○○○○○）

水田を山林に転用するということですが、周りに影響はないものなんですかね。周りは畑とか水田とかあるみたいなんですけど。

○推進委員（○○○○○）

ほぼ3方は原野でして、近くの畑とかも道路を挟んでからの田んぼでしたね。それと、ちょっと機械も入らないような小さな所でしたので、ちょっとやむを得ないかなと思ひまして、また、耕作されている畑とは場所的にも少々離れていましたので、致し方ないのかなと思ひまして許可する方に至った次第でございます。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○16番委員（○○○○○）

地図を見ている範囲では、隣が段差はあるみたいな感じですが、隣が畑、何筆かあるみたいなもんだからちょっと気になりましたので。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですね。ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第101号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第102号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○19番委員（○○○○○）

末吉49号について、11月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、新高尾自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が山林、南が道路を挟んで宅地、畑、雑種地、北が山林です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、貸資材置場を整備する全体面積が2,969㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思ひます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、法面保護を行い、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、貸資材置場を整備することから転用やむを得ないとする意見の一致をみましました。以上で報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

大隅50号について、11月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、飯田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が畑、南が宅地、北が山林です。目的実現の確実性は、残高証明書、九電系統連系書類が添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、太陽光発電施設を整備する面積が全体の1,226㎡のうち1,087㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思ひます。排水等については、雨水は水路側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、誓約書が添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、太陽光発電施設を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみましました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

大隅51号について、11月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、元八幡自治会内の農地です。周囲の状況は、東が田、西が田、南が田、北が田です。目的実現の確実性は、残高証明書、九電系統連系書類が添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、太陽光発電施設を整備する全体面積が4,219㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思ひます。排水等については、雨水は水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、緩衝地を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第3種農地の300m以内農地に該当し、太陽光発電施設を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみましました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第102号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第103号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

財部31号について、11月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、上村自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地と道路、西が畑と道路、南が道路を挟んで畑、北が畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の北西に農地がありますが、雨水等の流れ込みはなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。申請地には

農地法の許可を得ないまま、農業用倉庫1棟を建築、その後増築され20年以上経過しています。調査結果の総合意見として、申請人は、平成3年に農業用倉庫1棟を建て、その後平成9年に増築し、現在まで農地として利用していない状況です。ついては、平成3年の農業用倉庫建築後20年以上経過しており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第103号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第104号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉147から149までは、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅150は、14番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅151は、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅152は、19番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部153は、12番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部154及び155は、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉117は継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉118、119も継続をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

大隅120は打切りをお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部121は継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部122も継続をお願いします。

○17番委員（○○○○○）

財部123も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉124も継続です。

○1番委員（○○○○○）

末吉125も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉126も継続をお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉127も継続をお願いします。

○19番委員（○○○○○）

大隅128も継続をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

大隅130も継続をお願いします。

○12番委員（○○○○○）

財部132も継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部134も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉135も継続をお願いします。

- 9番委員 (○○○○○)
末吉136も継続でお願いします。
- 10番委員 (○○○○○)
末吉137も継続でお願いします。
- 15番委員 (○○○○○)
末吉138も継続でお願いします。
- 18番委員 (○○○○○)
末吉139、140も継続でお願いします。
- 13番委員 (○○○○○)
大隅141、142も継続でお願いします。
- 2番委員 (○○○○○)
大隅143も継続でお願いします。
- 6番委員 (○○○○○)
財部144も継続でお願いします。
- 12番委員 (○○○○○)
財部145、146も継続でお願いします。
- 議長 (○○○○○会長)
大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひいたします。
- 議長 (○○○○○会長)
次に、議案第105号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する新規10年以上の末吉88を除いて、期間ごとに審査して差し支えありませんか。
- (「異議無し」の声有り)
- 議長 (○○○○○会長)
新規3年以上6年未満について、質疑・意見はありませんか。
(「無し」の声有り)
- 議長 (○○○○○会長)
新規6年以上10年未満について、質疑・意見はありませんか。
(「無し」の声有り)
- 議長 (○○○○○会長)
新規10年以上について、質疑・意見はありませんか。
(「無し」の声有り)
- 議長 (○○○○○会長)
再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「無し」の声有り)
- 議長 (○○○○○会長)
再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「無し」の声有り)
- 議長 (○○○○○会長)
再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「無し」の声有り)
- 議長 (○○○○○会長)
再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。
(「無し」の声有り)
- 議長 (○○○○○会長)
議案第105号農用地利用集積計画について、利用権設定は議事参与の制限に該当する1件を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議無し」の声有り)
- 議長 (○○○○○会長)
御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（〇〇〇〇〇委員 退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、新規10年以上の末吉88を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

新規10年以上の末吉88は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

（〇〇〇〇〇委員 復席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第106号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第106号農用地利用集積計画について、所有権移転は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第107号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年2月1日始期分を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第107号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年2月1日始期分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第108号耕作放棄地に係る非農地認定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

別冊の資料になります。議案第108号について説明いたします。委員の皆様にご利用状況調査を実施していただいた結果を基に、事務局において確認、調整等を行った結果、田については、末吉地区が197筆で18.94ha、大隅地区が286筆で30.76ha、財部地区が183筆で24.19haの計666筆で73.89haとなりました。畑については、末吉地区が130筆で11.87ha、大隅地区が107筆で15.68ha、財部地区が35筆で4.86haの計272筆で32.40haとなりました。田畑全体では、末吉地区が327筆で30.80ha、大隅地区が393筆で46.44ha、財部地区が218筆で29.05haの合計938筆で106.28haとなったところで、以上です。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の説明に対して、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第108号耕作放棄地に係る非農地認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、報告第11号合意解約等の報告については、議案書の25ページから32ページまでを御覧ください。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

○6番委員（○○○○○）

慎重な現地調査の実施について

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

○10番委員（○○○○○）

食と農と女性の会開催のお知らせとお願い（女性部会）

○15番委員（○○○○○）

S O Oマスタードプロジェクトについて（女性部会）

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（○○○○○局長）

11月及び12月の行事予定等について

○事務局（○○○○○次長）

委員手帳の配付について

○事務局（○○○○○係長）

非農地認定通知、利用権終期一覧表、バンク法への切替スケジュール、あっせん事業対象者の再認定調査結果の提出等について

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和6年第11回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和6年11月20日（水） 午前10時15分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員